

公益財団法人日野市環境緑化協会退職手当支給規程

〔平成24年4月1日〕
規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日野市環境緑化協会職員給与規則(平成4年規則第3号)第11条の規定に基づき、職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給・範囲)

第2条 公益財団法人日野市環境緑化協会(以下「協会」という。)に常時勤務する職員(以下「職員」という。)が退職したときは、この規程の定めるところにより職員(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し、退職手当を支給する。

第3条 退職手当の基礎となる額は、退職の日におけるその者の給料の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由により、その給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)とする。

(退職手当の支給額)

第4条 退職手当の支給額は、第5条第6条及び第7条の規程による退職手当の額から中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)の規程に基づき中小企業退職金事業団から受ける退職手当の額を控除した額とする。

(普通退職の場合の退職手当)

第5条 第6条及び第7条に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の額は、日野市の関係例規を準用して得た額とする。

(定年退職等の場合の退職手当)

第6条 定年に達したことにより退職した者、傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の額は、日野市の関係例規を準用して得た額とする。

(整理退職等の場合の退職手当)

第7条 職制又は定数の改廃若しくは予算の削減により廃職又は過員を生ずることにより、その意に反して退職した者及び公務上又は通勤上の災害による傷病、又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の額は、日野市の関係例規を準用して得た額とする。

2 前3項の規程は、過去の退職につき既にこれらの規程の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年以内に退職した場合においては適用しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第8条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規程に該当する場合におけるこれらの規程による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれら規程による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

(勤続期間の計算、支給制限、遺族の範囲等)

第9条 勤続期間の計算、退職手当の支給制限、遺族の範囲及び順位等については、日野市の関係例規に準ずる。

(口座振替による支払)

第10条 退職手当は、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、退職手当に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 退職手当については、日野市職員の退職手当支給条例（昭和41年条例第39号）が改正された場合には、その改正規程を準用する。